

広情個審第67号  
令和元年10月28日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年10月1日付け広市教学健第148号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第64号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成30年10月1日付け広島市教学健第148号の諮問事案（諮問第64号事案）

平成30年6月6日付けの保有個人情報利用停止請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年7月5日付け広島市教健第76号で行った保有個人情報不利用停止決定に対する同月12日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件不利用停止決定」という。）は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、平成30年（ハ）第435号 書証 乙1から乙6の請求人の個人情報を利用停止せよ。

### (2) 審査請求の理由

不必要かつ不適法な個人情報の流出である。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件処分に係る保有個人情報の利用は、実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するものであるため、条例第8条第1項第6号の規定により不利用停止とすることが適当であると判断したものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第28条第1項の規定について

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（中略）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と定め、「第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」は「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を、「第8条第1項の規定に違反して提供されているとき」は「当該保有個人情報の提供の停止」を請求できると規定している（第1項第1号及び第2号）。

##### (2) 条例第8条第1項の規定について

条例第8条第1項は、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（中略）を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と定めているが、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として次の(1)から(7)を定めている。

- (1) 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 人の生命、健康、生活または財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等（中略）に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

##### (3) 本件不利用停止決定について

ア 請求人は、実施機関が裁判所に書証（乙1～乙6）を提出したこと（以下「本件提出」という。）について、不必要かつ不適法な個人情報の流出であるとして、利用停止を求めているが、この主張は、本件提供について、条例第8条第1項の規定に違反して利用又は提供されているとして、条例第28条第1項第1号又は第2号の規定により、請求人の保有個人情報の利用の停止又は消

去若しくは提供の停止を求めているものと解される。

イ 当審査会が確認したところ、本件提出は、請求人が実施機関を相手方として提起した訴訟（以下「本件訴訟」という。）において、主張・立証のために行われたものである。

実施機関が、本件訴訟において、的確な主張・立証活動を行うために、請求人の個人情報を含む文書を書証として裁判所に提出することには相当な理由があると認められることから、本件提出は条例第8条第1項6号に該当すると解される。

ウ 以上のことから、本件提出は、条例第8条第1項の規定に違反した利用又は提供とは認められず、実施機関が本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 1 0 ・ 1	広市教学健第 1 4 8 号の諮問を受理 (諮問第 6 4 号で受理)
R 1 . 7 . 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 9 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授